

宮若市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和7年8月8日(金)
- 2 開催場所 宮若市役所 防災研修室A B
- 3 出席委員(農業委員11名+推進委員2名)

農業委員(11名)

会長 武田俊彦、会長代理 春田章匡、3番 山本 隆、4番 榎本良樹、
5番 水上昭和、6番 安永文秋、8番 阿部 進、9番 安河内龍一、
10番 松川公彦、11番 宮野和男、12番 本田孝光、

推進委員(2名)

8番 堀 英躬、 9番 本田茂幸

4 欠席委員(3名)

7番 本田瑞希、 13番 渡邊三郎、 15番 舟越俊茂

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 審議案件

- (1) 議案第12号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (2) 議案第13号 農地法第5条の規定による許可申請について
- (3) 議案第14号 農用地利用集積等促進計画の決定について

第3 報告事項

- (1) 報告第8号 農地法第18条第6項の合意解約について
- (2) 報告第9号 非農地証明願の届出について
- (3) 報告第10号 農用地利用集積等促進計画について

6 その他

7 農業委員会事務局職員

局長 宮田 享典
課長補佐 佐野 史晃

主事 甲斐 裕己子

8 会議の概要

議長 ただ今から、令和7年度第5回農業委員会を開会いたします。本日の委員14名中11名出席ですので、総会は成立しています。議事日程第1の、議事録署名委員の指名を行います。3番 山本委員、4番 榎本委員にお願いをいたします。それでは、議事日程第2審議案件に入ります。

まず、議案第12号 農地法第3条の規定による許可申請について上程いたします。それでは事務局より説明をお願いします。

事務局 1ページ議案第12号 農地法第3条の規定による許可申請につきまして、2ページ農地法第3条審議表を読み上げてご説明させていただきます。

事件番号1番、

【事件番号1番 説明】

議長 事件番号1番の担当地区の推進委員さん本案件につきましての意見を願います。

委員 現地を視察しましたが、問題ありません。

議長 事件番号1番の担当地区の農業委員さんにつきましては、本日欠席ですので意見は省略いたします。

議長 事務局からの説明及び、推進委員の意見を受けましたので質疑に入ります。ご質問、ご意見等ありませんか。

議長 ないようですので採決を行います。承認することに賛成の方は挙手願います。全員賛成でございますので、事件番号1番につきましては、許可といたします。

議長 つづきまして、議案第13号、農地法第5条の規定による許可申請につきまして上程いたします。それでは事件番号1番につきまして、事務局より説明をお願いします。

事務局 5ページ議案第13号 農地法第5条の規定による許可申請につきまして

て6ページ農地法第5条審議表を読み上げて説明をさせていただきます。

事件番号1番、

【事件番号1番 説明】

議 長 事件番号1番の担当地区の推進委員さん本案件につきましての意見を
お願いいたします。

委 員 水路も確認いたしまして、問題ないと思います。

議 長 続いて農業委員の意見です。事件番号1番の担当地区の農業委員さん
につきましては、本日欠席となっておりますので意見を省略させていただきます。

議 長 事務局からの説明及び、推進委員の意見を受けましたので質疑に入ります。
ご質問、ご意見等ありませんか。

議 長 ないようですので採決を行います。承認することに賛成の方は挙手願
います。全員賛成でございますので、事件番号1番につきましては、意見
書を知事に進達いたします。

議 長 続きまして、事件番号2番につきまして、事務局より説明をお願いいた
します

事 務 局 事件番号2番、

【事件番号2番 説明】

議 長 事件番号2番の担当地区の推進委員さん本案件につきましての意見を
お願いいたします。

委 員 問題ないと思いますので、よろしくお願いいたします。

議 長 続いて農業委員の意見です。事件番号2番の担当地区の農業委員さん本
案件につきましての意見をお願いいたします。

委 員 ここの土地は2年前に農振を外れて、資材置場であがっていたものです。
3番の案件も含め、これでいいのですか。

- 議 長 実際宅地と資材置場というように決まっていた案件であったので、申請のし直しということで、事務局に話をしております。
- 委 員 なぜ三種農地なんですか。
- 事 務 局 こちらは、支所とかの公共施設が直線距離で何百m以内というようなかたちで三種農地の位置づけになっております。若宮の沼口周辺もインターがありますので。
- 委 員 それと今日現地に行った、前回農振除外の申請があったところも三種農地になるわけですか。
- 事 務 局 はい、あの辺も三種になります。支所に近いのですね。
- 委 員 これだけの農地が広がっているのに、なぜ三種かなという風に。そういうことですね。それと、譲受人さんは。
- 事 務 局 娘さんが譲受人のお子さん、譲受人の奥さんが譲渡人の娘さんということになります。
- 議 長 いろいろな意見が出ましたけれども、推進委員さん、農業委員さん、十分に気を付けていただくというところで、案件については注意。また、よくパトロール等をお願いしときます。何か難しいような問題があれば、事務局にすぐ連絡していただいて、改善していただくというかたちになろうかと思えます。よろしく願いいたします。
- 議 長 それでは、他ないようでしたら採決を行います。承認することに賛成の方は挙手願います。全員賛成でございますので、事件番号2番につきましては、意見書を知事に進達いたします。
- 議 長 続きまして、事件番号3番につきまして、事務局より説明をお願いいたします
- 事 務 局 事件番号3番、

【事件番号3番 説明】

議 長 事件番号3番の担当地区の推進委員さん本案件につきましての意見を
お願いいたします。

委 員 同じく問題ないと思いますので、よろしくお願いいたします。

議 長 続いて農業委員の意見です。事件番号3番の担当地区の農業委員さん本
案件につきましての意見をお願いいたします。

委 員 2番で言いたいことは言わせてもらいましたので、ありません。よろし
くお願いいたします。

議 長 事務局からの説明及び、推進委員、農業委員の意見を受けましたので質
疑に入ります。ご質問、ご意見等ありませんか。

議 長 ないようですので採決を行います。承認することに賛成の方は挙手願
います。全員賛成でございますので、事件番号3番につきましては、意見
書を知事に進達いたします。

議 長 次に、議案第14号、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に
よる農用地利用集積等促進計画の決定についてでございます。では、事
務局説明をお願いします。

事 務 局 26ページ議案第14号 農用地利用集積計画の決定について11ペー
ジをお願いします。こちらは機構からの所有権移転となります。

【説明】

議 長 ただ今事務局より説明を受けましたので質疑に入ります。ご質問、ご意
見等ありませんか。

議 長 ないようですので採決を行います。許可することに賛成の方は挙手願
います。(全員挙手) 全員賛成で承認されました。

議 長 次に日程第3 報告事項でございます。
報告第8号 農地法第18条第6項の合意解約について、
報告第9号 非農地証明願の届出について、
報告第10号 農用地利用集積等促進計画について

事務局より一括して説明をお願いします。

係 員 28ページ報告第8号 農地法第18条第6項の合意解約につきまして、
29ページをご覧ください。
農地法第18条第6項に係る報告表です。

【説明】

他2件合計13筆、面積28,290㎡の合意解約となります。

続きまして30ページ報告第9号 非農地証明願の届出につきまして、
31ページをご覧ください。

非農地判断基準に沿って「非農地」と判断される土地について、報告いたします。

【説明】

他5件、合計8筆、面積は2,831㎡となっております。

これらのものにつきましては、法務局において、現況を確認後、当該現況地目に変更・登記される事となりますので、よろしくお願いたします。

引き続き32ページ報告第10号 農用地利用集積等促進計画につきまして、
33ページをご覧ください。

農用地利用権設定等計画一覧表、継続分となります。

【説明】

継続分は他1件で合計2筆、面積が4,519㎡となります。

次に34ページをお願いします。

農用地利用権設定等計画一覧表、新規分になります。

【説明】

8月分、継続、新規合わせて3筆、面積5,792㎡となっております。
以上でございます。

議 長 ただ今の事務局からの報告第8号から10号について、ご質問、ご意見
等ございましたらお願いします。

議 長 その他、質問・意見等ございませんか。ないようですので、これらは報

告案件でございますので、了解いただいたものといたします。以上を持ちまして、本日の議事については、全て終わりました。これで会議を終結いたします。